

(4) 学校等

特色

- 日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に教育する立場にあり、ライフステージの変化に合わせた段階的かつ体系的な教育ができる。
- 学校における交通安全教育として、各教科指導や特別活動等を利用した交通安全教室の開催のほか、朝の会や帰りの会等において、日頃から交通安全のための指導・注意喚起・呼び掛けができる。
- 様々な教育の機会を効果的に活用して、教育の時間に応じてその狙いを的確に定めた効果的な教育を行うことができる。

教育を行うときのポイント

- ・ こどもの成長や自転車の利用実態に応じて教育内容を検討し、集団生活を通じて他者への配慮の重要性等が理解できるよう実践的教育を行いましょう。
- ・ このガイドラインには、就学前や学齢期のこどもに対する交通安全教育の内容が記載されていますが、これらの内容を全て学校等の中で行うものではなく、民間事業者や保護者・家族、自治体、地域の団体等が学校等の外で実施する内容が含まれています。学校においては、学習指導要領等や学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』を踏まえて、交通安全教育が行われており、これらとこのガイドラインとの整合性を踏まえつつ、学校での授業や関係機関等と連携した交通安全教育を実施しましょう。

主な教育の対象

未就学児～高校生

- ※ p.14「未就学児」、p.20「小学生（1～3年生）」、p.27「小学生（4～6年生）」、p.37「中学生」、p.46「高校生」参照

「技能」の教育内容・教育方法の例

教育内容	バランス能力の向上、ブレーキのかけ方
教育方法 (例)	・ 学校のグラウンドや体育館において、警察や自治体等と連携した乗り方教室を実施 ・ まっすぐ進む、ブレーキで止まるといった基本的な操作を反復練習 ・ 自治体や事業者が開催する交通安全教室への参加
教育内容	公道における交通ルール等（安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。）に則った運転の実践
教育方法 (例)	・ 公道走行に向けて、学校のグラウンドや体育館に模擬信号機・標識、交差点を設置して市街地を模した空間（模擬道路）を設定し、安全確認や交通ルールに則った実践的な走行練習

教育を行うときのポイント

- ・参加・体験・実践型の交通安全教育を通じて、自転車の運転に必要な技能を習得するだけでなく、主体的・対話的で深い学びにより、このガイドラインに示す「知識」や「行動・態度」と関連付け、理解を深めましょう。

「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得すべき知識
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none">・視聴覚教材、アニメやクイズ等、楽しく交通ルールを学ぶことができる教材の使用・ICTを活用した双方向型学習による教育・グループワーク等を通じて、生徒が交通ルールの意義について自ら考え、主体的に交通安全について議論することを促す教育・朝の会や帰りの会等を通じ、ヘルメットの正しい着用とその効果・必要性を説明 (参照：p.24「8 正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32「14 ヘルメット着用が必要なのはなぜ?」)

教育を行うときのポイント

- ・教育主体が一方向的に交通ルール（知識）を教えるのではなく、質問や意見交換ができるようにして、生徒の主体的な学びを促すことが大切です。
- ・ライフステージの変化に合わせた段階的かつ体系的な教育を行うことができる特色を活かして、関係機関と連携して効果的な教育を行いましょう。
- ・必要に応じて、各ライフステージよりも前段階の教育内容を履修して、交通安全の基礎への理解を深めましょう。

「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の習得・徹底
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none">・通学路や自宅周辺の見とおしの悪い交差点を確認し、危険箇所マップを作成（危険箇所の可視化）・実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明を通じて、「止まる」「見る」「確かめる」といった安全行動の必要性を教える・シミュレーターを用いた危険性の体感

教育内容	他の人がいることの認識及び他の人を思いやる気持ちの醸成
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none">・歩行者と自転車の優先関係や他の自転車との関係において、どのような配慮を行うべきかについての検討・討論・危険な自転車の運転映像を視聴し、どのような運転をすべきか検討・討論

教育内容	歩行者保護の重要性の理解と実践
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮を行うべきかについての検討・討論 ・危険な自転車の運転映像を視聴し、どのような運転をすべきか検討・討論 ・自転車の事故により損害賠償や刑事責任が生じた事例の学習を通じて、対歩行者事故では加害者にもなり得ることを教える

教育内容	身の周りの危険箇所の把握
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路や自宅周辺の見とおしの悪い交差点や交通事故発生場所を確認し、危険箇所マップを作成（危険箇所の可視化）

教育内容	歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な自転車の運転映像を視聴し、他の交通主体の動きを予測することの必要性について説明 ・歩行者と自転車の優先関係や他の自転車との関係において、どのような配慮を行うべきかについての検討・討論 ・シミュレーターを用いた危険予測トレーニング

教育内容	他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明 ・シミュレーターを用いた危険予測トレーニング ・歩行者と自転車の優先関係や他の自転車との関係において、どのような配慮を行うべきかについての検討・討論 ・自分がどのような運転を行えば自らを守り、交通の円滑を確保することができるかについての検討・討論

教育内容	他の模範となる運転を行うことの理解と実践
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分がどのような運転を行えば自らを守り、交通の円滑を確保することができるかについての検討・討論 ・交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことに基づく下級生や家族に対する指導、発表

教育内容	身体機能の成熟により事故を起こした場合に相手方の被害が重大となる可能性があることへの理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明 ・危険な自転車の運転映像の視聴 ・自転車の事故により損害賠償や刑事責任が生じた事例の学習を通じて、対歩行者事故では加害者にもなり得ることを教える

教育内容	「ながらスマホ」等の危険な行為の危険性の理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明 ・危険な自転車の運転映像の視聴 ・シミュレーターやVRゴーグルを活用した危険性の体感

教育内容	安全な交通社会づくりの理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分がどのような運転を行えば自らを守り、交通の円滑を確保することができるかについての検討・討論 ・交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことに基づく他者への指導、発表 ・地域の交通安全イベントへの参画

教育内容	刑事・民事上の責任の理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な自転車の運転映像の視聴 ・歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮を行うべきかについての検討・討論 ・自転車の事故により損害賠償や刑事責任が生じた事例の学習

教育を行うときのポイント

- ・交通安全教育では、「自分自身を守ること」と「他者の安全に配慮すること」を両立させることが重要です。これらの意識を醸成するためには日常生活の中で教育することが大切です。

Column11

関係機関・団体との連携、役割分担

学校で行う自転車の交通安全教育の中には、各教科指導で行われるものや、朝の会や帰りの会等における交通ルールの指導、呼び掛けなど、児童生徒に接している教員が行うことが適していると考えられるものもあれば、危険予測に関する教育など、交通安全教育に関する専門的な知見・ノウハウを有する機関・団体が行うことが適していると考えられるものもあります。それぞれの強みをいかすことができるよう、関係機関・団体と連携・役割分担をして、児童生徒に対する自転車の交通安全教育が全体として効果的なものとなるようにすることが重要です。

学校での自転車の交通安全教育については、学習指導要領等や学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』との整合性を踏まえつつ、年間を通じて効果的に行われるよう、自転車の交通安全教育のカリキュラムを整理して、学校安全計画に盛り込み、目的を明確にして効果的に実施されることが期待されます。

Column12

「愛媛県立高校における自転車通学時のヘルメット着用に向けた取組」

愛媛県では、自転車利用時のヘルメットの着用を促進するため、平成25年に施行された「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」において、自転車利用者の責務として、自転車利用時の自転車乗車用ヘルメットの着用を規定しました。

また、平成27年7月には高校生のヘルメット着用の促進を図るため、県内全ての県立高校等においてヘルメット着用を自転車通学の条件とし、自転車通学時のヘルメット着用を義務付け、平成29年度までには私立・国立高校においても同様に義務化されました。

Column13

自転車安全利用モデル高校

警視庁では、都内の高校を対象にした自転車安全利用モデル高校という制度を平成29年から設けています。

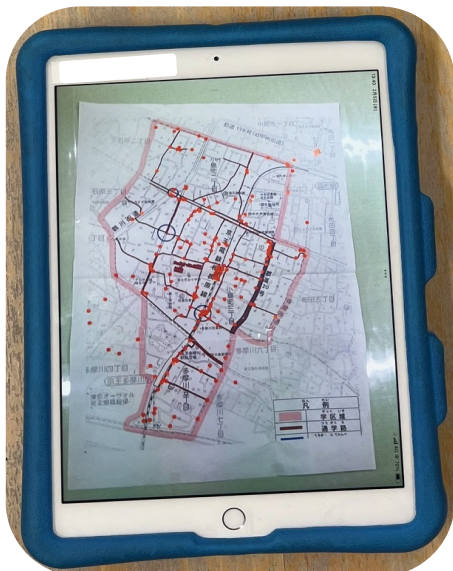
同制度は、自転車通学の生徒に対し、自転車の交通安全教育を計画的に実施するとともに、校則により自転車用ヘルメットの着用や賠償保険加入の義務付け等を実施している高校を、「自転車安全利用モデル高校」に指定し、これを賞揚することで、高校生の交通ルール意識の向上や、交通事故被害の軽減等を図っていくことを目的としたものです。

生徒会が中心となり駅周辺等で交通安全キャンペーンを実施するなど、交通安全意識の醸成と安全な自転車利用の促進に貢献しています。（参考：警視庁HP）

【事例】ICTを活用した危険箇所のマップ作成

一部の小・中学校では、通学路の危険箇所を図示したマップを作成し、危険箇所での回避行動についてグループワークを実施しています。

危険箇所のマップ作成やグループワークでは、児童生徒に配分されたコンピュータ端末を活用し、児童生徒が危険と感じた場所を調査・集約したほか、危険箇所のマップや写真、ワークシート等をリアルタイムで共有することで、限られた学習時間の中で効果的・効率的に授業を行っています。



【事例】中学校における「自転車の「ながら運転」の危険性を考え、理解する」ことをテーマとした指導

- 「ながら運転」の具体的場面の危険性を指導する際に、算数・数学や理科等の知識を活用するなど、教科の学習による見方・考え方が実際の場面で十分に働くよう、その危険性の理由まで学習を深めることができる指導事例を紹介します。
- 交通安全教育の指導案を検討するに当たっては、児童生徒が、危険な場面や他者などの安全を守らなければならない個別の場面に遭遇したとき、それまでの学習を活かし、主体的に考え最適な行動ができるよう、本事例を参考とし、他の教科と関連付けるなど工夫するようにしましょう。

1 指導のねらい

交通事故による傷害は、人的要因や環境的要因などが関わって発生することを、数学的、科学的な知識及び技能を活用しながら考えることができるようにする。

また、第3学年理科の内容である力学的エネルギーの学習につなげ、指導内容の深化を図る。 【知識及び技能・思考力、判断力、表現力等】

傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、他者や社会に伝えようとする意欲や態度を向上する。 【学びに向かう力、人間性等】

2 学習指導要領との関連

保健体育 保健分野(3)傷害の防止 交通事故の危険予測と回避

3 指導計画等

(1) 交通事故の危険予測と回避

ア ねらい

交通事故による傷害は、人的要因、環境要因などが関わって発生することを体験的に理解する。

既習内容を活用し、自転車の「ながら運転」の危険性についての課題意識をもつ。

イ 展開

(注)「◎」は評価のポイントを示している。

	学習活動・学習内容	支援・留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が経験した道路歩行中に感じた自転車の危険性について振り返る。 ・発問「道路歩行中に感じた自転車の危険な運転を思い出しましょう。」 ・発問「危険な運転のうち、交通事故の加害者となる可能性の高い場面を挙げましょう。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な運転について個人で振り返りをさせてから、小集団で危険な場面を整理させる。 ・交通安全教材等を活用し、具体的な場면을提示する。 ・体験については、運動場又は屋内運動場等で行う。ラインを引き、仮想道路上を走行する。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートフォン「ながら運転」の体験 ○体験によって気付いたことと危険性についての意見交換 ・発問「『ながら運転』をした場合とそうでない場合の違いを挙げましょう。」 ・発問「時速15kmで5秒間、『ながら運転』した場合に何m進むでしょうか、また、その間、どのような危険があるでしょうか。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行方向の左右に適切な物体を置いたり人を配置したりして、「ながら運転」をした場合としない場合の見え方を比較できるようにする。 ・距離の求め方を確認する。 ◎「ながら運転」中は、見えているつもりでも、実際は見えていないことを様々な例を挙げながら認識することができる。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○教師による講話 ・「ながら運転」時の速さと距離に触れながら危険性を伝える。 ・今後、学習するエネルギーに触れながら、運動する物体が自らに及ぼすエネルギーと他に与えるエネルギーの影響や危険性を伝える。 ・今後に行う課題解決に向けた具体的な取組への意欲をもたせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等の学習と関連させる。 算数・数学の学びが活用されていることを意識させる。今後の理科の学習に関連させ、走る自動車もつ運動エネルギーの大きさについて触れる。さらに、その運動エネルギーを他の物体（例：ピストルの弾丸など）の運動エネルギーと比較させながら、走る自転車の危険性を説明する。 ◎算数・数学等の教科の学習が活用されることについて、教科の学習の大切さを述べている。（ワークシート） ・「ながら運転」による事故の新聞記事等を活用する。

(2) 交通事故防止

ア ねらい

交通事故の防止に向けて、危険の予測やその回避の方法について学んだことを、他者や社会に伝える方法を考え、伝える。

イ 展開

(注) 「◎」は評価のポイントを示している。

	学習活動・学習内容	支援・留意点
導入	○「ながら運転」の危険性の確認をする。 ・発問「前回の授業では、どんな体験を通してどのような学習をしましたか。」 ・発問「『ながら運転』がなぜ危険なのか説明してください。」	・教科等の学習と関連を想起させる。 算数・数学の学びが活用されていることを再確認させる。今後の理科で学習する走る自転車をもつ運動エネルギーの大きさについて触れ、走る自転車の大きな運動エネルギーの影響、例えば、衝突時の影響力がどの程度になるのか考えさせる。
展開	○「ながら運転」の危険を伝え地域での交通事故を減らす取組を考える。 ・発問「ながら運転による交通事故を減らす取組をどのように行いますか。」 ○「ながら運転」の危険性を発信し、交通事故を減らす取組を考える。 (例) ・地域の健全育成会議等でのプレゼンテーション ・校区の小学校児童に対するプレゼンテーション ・「ながら運転」防止標語の作成	・進行方向の左右に適切な物体を置いたり人を配置したりして、「ながら運転」をした場合としない場合の見え方を比較できるようにする。 ・距離の求め方を確認する。 ・「ながら運転」をした場合としない場合の見え方について、「(1)交通事故の危険予測と回避」での学習を活用し、その危険性についてプレゼンテーションを行う。 ◎教科の学びを活用しながらプレゼンテーションを考えることができている。
まとめ	○教師による講話 ・次時からの活動についての説明をする。 ・地域の人々に「ながら運転」の危険性を理由を明確にして伝える取組を学級活動で行うことを伝える。	・地域の人々に対して行う。 ・生活班ごとに視聴覚教材、ポスターなどを作成、活用し分かりやすく説明する。

(参考：全国学校安全教育研究会「研究紀要」)

【事例】小学生向けの教育プログラムに関する実証

1 教育プログラムに関する実証について

警察庁では、自転車の交通安全教育について、実証に基づく定量的・定性的なエビデンスを得ることを目標に、交通心理学の専門家や交通安全教育実施者といった有識者からなる調査研究委員会を開催し、授業内での教師から生徒への問いかけや生徒同士のグループワークといった双方向型教育を取り入れた教育プログラムを検討し、学校の授業における実証を通じてその教育効果等について検証を行いました。

教育プログラムの作成においては、交通事故の怖さや悲惨さの体験を通じた交通事故防止を目的として実施する交通安全教育手法とは異なり、「事故リスクが潜む道路交通環境に適応するための力を身に付け、将来的に、交通社会の一員としての責任を果たすことができるよう、自転車を運転する際に必要な資質・能力を習得すること」を教育の目的に設定し、教育内容の検討を行いました。

2 教育対象と教育目標

対象は、自転車の利用頻度が上昇する年齢層である小学生としました。

教育目標は、道路幅の狭い交差点で自転車負傷事故が複数回発生しているといった実証協力校の通学区域の特徴も踏まえ、対象年齢層に特に習得してもらいたい「交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の徹底」（小学3年生）、「歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測と危険の回避」（小学6年生）としました。

3 教育内容

教育目標の達成に特に必要と思われる教育内容を取り入れてプログラムを作成しました。また、「ヘルメットの着用」や「点検整備」といった、知識として身に付けたい内容もこの教育プログラムの教育内容としました。

このガイドラインに記載している小学生に関する教育内容のうち、この教育プログラムに取り入れた項目は、次のとおりです。

	小学生（1～3年生）	小学生（4～6年生）
技能	<ul style="list-style-type: none"> ・バランス能力の向上 ・ブレーキのかけ方 	<ul style="list-style-type: none"> ・公道における交通ルール等（安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。）に則った運転の実践
知識	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法上の自転車の位置付け ・車道の通行方法 ・歩道の通行方法 ・駐輪場所・駐輪方法 ・交差点の通行方法 ・信号機の信号等に従う義務 ・徐行すべき場所 ・指定場所における一時停止 ・右左折の方法 ・踏切の通行方法 ・ヘルメットの着用 ・ライトの点灯 ・点検整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法上の自転車の位置付け ・車道の通行方法 ・歩道の通行方法 ・横断歩行者の優先 ・並進の禁止 ・駐輪場所・駐輪方法 ・交差点の通行方法 ・信号機の信号等に従う義務 ・徐行すべき場所 ・指定場所における一時停止 ・右左折の方法 ・踏切の通行方法 ・二人乗り等の禁止 ・携帯電話使用等の禁止 ・ヘルメットの着用 ・ライトの点灯 ・点検整備 ・事故時の対応
行動・態度	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の徹底 ・歩行者保護の重要性の理解と実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の周りの危険箇所の把握 ・歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測 ・歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践 ・他の模範となる安全な運転を行うことの理解と実践

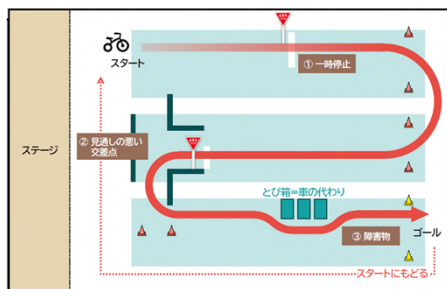
※ 黄色ハイライトが今回の教育プログラムで教育内容に取り入れた項目

4 教育方法

実証協力校（東京都内の小学校）の小学3年生と小学6年生を対象に、授業時間（2時限分）を活用して、教室における座学（小学3年生と小学6年生は個別で実施）と体育館での実技（小学3年生と小学6年生の合同で実施）を行いました。

座学は、自転車の交通ルール（知識）に加え、自転車を運転する際の行動・態度を学ぶ内容とし、特に小学6年生には、具体的な場面の写真を基に、どのような危険が予想されるかなどについて、グループワークによる議論をしてもらいました。

実技は、体育館内に公道を模したコースを設置し、自転車の運転に関する技能の学習に加え、座学で学習した内容が実践できているかを確認するため、小学3年生が走行し、小学6年生が付き添って指導（アドバイス）を行う形で実施しました。



実技のコース（イメージ）

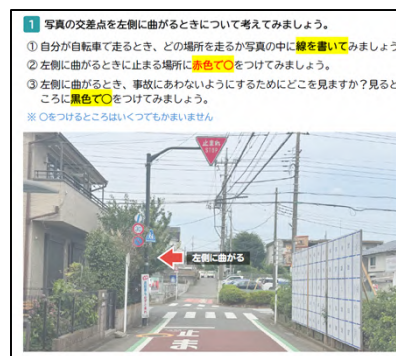


小学6年生のグループワークで使用した写真（例）

5 効果測定

授業の実施前、実施直後、実施1か月後の各時点で、参加児童に対して具体的な交差点の写真を示し、自分が自転車でその交差点を左折するときを確認する場所等を回答してもらい、回答における指摘箇所や内容の変化を確認することにより、教育効果を測定しました。

また、授業実施後に、参加者に対してアンケートを実施し、授業を通じて役立ったと思う内容、自転車に乗るときに気を付けたいこと等について確認するとともに、授業を担当した教員に対して聞き取りを実施し、実証した授業で重要だと思う内容、省いてもよいと思う内容等を確認しました。



効果測定で使用した問題
（小学6年生用）

6 実証結果

交差点における確認箇所数について、小学3年生、小学6年生ともに、授業の実施前と実施後を比べると、授業の実施後の方が多く、実施1か月後も一定程度効果の持続が見られました。また、授業前時点で確認箇所数が少なかった児童の方が確認箇所数が多かった児童と比べて、この傾向が顕著に見られました。

このことから、今回の教育プログラムが参加児童の「行動・態度」に一定の教育効果があることが示唆されます。

また、参加者へのアンケート、教員への聞き取り結果から、教育内容や教育方法について、主に以下の示唆が得られました。

- ・集中力を持続させて教育を実施するためには、特定のテーマに絞ることが必要
- ・クラスの前で発表するなど学んだ内容をアウトプットすることで自らの理解が深まる
- ・上級生から下級生への指導を通じて、上級生に、下級生の模範となるべき立場であるとの自覚が芽生える
- ・主体的な学びを促進する上で、グループワークの実施は効果的
- ・教育の実施にあたっては、運用面での支援を含め、警察や自治体等の協力が不可欠
- ・ヘルメットの正しい着用の仕方や自転車の整備・点検など、個別に補助が必要な教育内容については、学校だけで教育を行うことが難しい場合があるため、保護者や地域等、学校以外の教育主体との役割分担が必要である

7 まとめ

双方向型教育を取り入れた今回の教育プログラムは、教育対象であった小学生の行動・態度の変化に一定効果があることが示唆されました。また、参加者へのアンケートや教員へのヒアリングの結果から、教育プログラムの中で実施をしたグループワークや上級生から下級生への指導について、他の模範となる安全な運転を行うことの理解や主体的な学びにつながるることについて、示唆を得ることができました。

また、ヒアリングでは、交通安全教育については、学校だけで完結することは困難であり、実施にあたり警察や自治体等の支援が不可欠であることや、自転車の交通安全教育には保護者・家族等、学校以外の教育主体との役割分担が必要であることが改めて明らかになりました。

学校での交通安全教育を支援する側においても、従来の交通安全教育の手法にとらわれず、昨今の学校教育を取り巻く環境変化を十分に理解し、指導に関わる能力（子どもの理解、学校安全の考え方、専門性など）の向上や連携体制の構築を、「学校—家庭—地域」の枠組みの中で推進することが求められます。